

監査報告書

公益社団法人 鎌倉法人会
会長 小野田徹夫 殿

私たち監事は、定款第40条の定めに従い、第四期事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日）につき、理事の職務の執行及び事業報告書並びに計算書類（正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録）の監査を行いましたので、その結果等について下記のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

(1) 現物監査

平成29年4月3日（月）午前9時30分、公益社団法人鎌倉法人会事務局において、会計責任者及び出納責任者立会のもと、現金及び切手並びに貯蔵品の現物につき、それぞれの帳簿残高と実際残高を種類別に確認した。

(2) 事業報告書の監査

平成29年5月1日（月）、午後1時30分、鎌倉商工会議所101会議室において、総務担当副会長・総務委員長及び事務局長並びに各担当者立会のもと、事業について監査を実施した。事業報告書については理事会に出席して会務の執行状況を把握することに努めるとともに、理事会及び各委員会・総支部等の議事録を閲覧し、必要に応じて各担当者に説明を求めた。

(3) 計算書類の監査

事業報告書の監査に併せ、預金通帳・各種元帳・請求書・領収書等の証憑書類並びにこれらに関連する帳簿を監査するとともに、計算書類の記載及び表示につき説明を求め、第四期事業年度に係る計算書類の適正性について検討した。

2. 監査意見

(1) 事業報告書の監査結果

事業については、定款及び各種規定等に準拠し、事業計画に則り概ね適切に執行されていることを認めた。

また理事の職務の執行に関する不正行為又は法令若しくは定款等に違反する事実は認められない。

(2) 計算書類の監査結果

正味財産増減計算書は、適正妥当に処理され、貸借対照表は事業年度末における財産の状況を適正に表示し且つ財産目録及び財務諸表に対する注記は適正であることを認めた。

平成29年5月1日

監事 石澤 一 英 ⑩

監事 菅原 光 志 ⑩